

## ○多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 30 日告示第 15 号)

改正 平成 30 年 3 月 19 日告示第 18 号 平成 31 年 3 月 19 日告示第 26 号  
令和 4 年 3 月 31 日告示第 25 号 令和 5 年 3 月 31 日告示第 21 号  
令和 6 年 3 月 19 日告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、多古町補助金等交付規則（昭和 39 年多古町規則第 1 号）及びこの告示の定めるところにより、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H 充放電設備

2 補助対象設備の要件は別表第 1 のとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ別表第 2 の共通要件及び別表第 3 の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。ただし、多古町暴力団排除条例(平成 24 年多古町条例第 4 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を除く。

2 町内に住所を有しない者も、第 9 条に規定する実績報告書を提出する時点において町内に住所を有し、かつ、住民登録することが明らかな場合は、住所移転に関する誓約書（別記第 1 号様式）を町長に提出することにより、別表第 2 の補助対象者の要件(1)に該当する者とみなす。

(補助対象設備を導入する住宅)

第 3 条の 2 町が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表第 4 のとおりとする。

(補助対象経費と補助金の額)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表第 5 のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設置する場合はこの限りでない。
- 4 補助金は電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）に、別表第6及び別表第7に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める補助事業の着手は、補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引き渡しとし、その他の場合にあっては、補助事業に係る工事等の着手とする。

(交付等の決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書（別記第6号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書（別記第7号様式）に別表第8及び別表第9に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書（別記第8号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内又は当該年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、第8条によるもののほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金返還請求通知書（別記第11号様式）により、補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(協力の義務)

第 14 条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(財産の管理)

第 15 条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 16 条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金処分承認申請書(別記第 12 号様式)により町長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数を勘案して、別表第 10 のとおりとする。

3 町長は、第 1 項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金処分承認(不承認)通知書(別記第 13 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数(1 か月未満の期間は算入しない。)の割合に相当する補助金額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、町長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 17 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 19 日告示第 18 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日告示第 26 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日告示第 25 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日告示第 21 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 19 日告示第 15 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表第 1(第 2 条関係)

##### 補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値)が 10 キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>

家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1)申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。</p> <p>(2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。</p> <p>(3)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4)国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1)申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。</p> <p>(2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。</p> <p>(3)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4)国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
V2H 充放電設	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車

備	等」という。)と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
---	--

別表第2(第3条関係)

補助対象者の要件(共通要件)

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	<p>(1) 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録があること。</p> <p>(2) 補助対象者の属する世帯全員が、町税等を滞納していないこと。</p> <p>(3) 自らが居住又は居住を予定している町内の住宅(併用住宅を含む。)に補助対象設備を設置すること。</p> <p>(4) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)</p> <p>(5) 補助事業を実施する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(6) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。</p> <p>ア リース期間が第16条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p>

別表第3(第3条関係)

補助対象者の要件(補助対象設備ごとの要件)

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
太陽光発電システム	(1) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助

家庭用燃料電池システム (エネファーム)	事業の実施について同意を得ていること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
定置用リチウムイオン蓄電システム	
V2H 充放電設備	
電気自動車	補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
プラグインハイブリッド自動車	

備考 定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、千葉県その他の同種の補助金を重複してを受けていないこと。

#### 別表第4(第3条の2関係)

##### 補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
太陽光発電システム	(1) 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結すること。 (2) 既築住宅に設置する場合は、次のいずれかの設備が太陽光発電システムを設置する住宅に既に設置していること、又は太陽光発電システムの設置と同時に設置すること。 ア エネルギー管理システム(HEMS) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載し、家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいう。 イ 定置用リチウムイオン蓄電システム 別表第1に定める要件に該当するもの。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、

	<p>未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1)町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備(太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。)が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2)次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	<p>(1)町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2)町への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅であること。</p> <p>(3)別表5において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、町への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1)町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2)次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>

別表第 5(第 4 条関係)

補助対象経費・補助金の額

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)	単価 20,000 円/kw (上限 90,000 円)
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)	上限 100,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)	上限 140,000 円
電気自動車	電気自動車本体の購入費	住宅用太陽光発電設備及び V2H 充放電設備を併設する場合は 上限 150,000 円 住宅用太陽光発電設備を併設する場合は 上限 100,000 円
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費	
V2H 充放電設備	V2H 充放電設備本体の購入費	補助対象経費×1/10 (上限 250,000 円)

備考 太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力(小数点以下第 3 位を四捨五入)に 1 キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。なお、各設備とも申請者が負担する設置費等の額を上限とし、補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第 6(第 5 条関係)

交付申請書の添付書類(共通して必要となるもの)

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第 2 条第 1 項に掲げるすべての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要(別記第 2 号の 1 様式) (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し(補助対象設備の導入をリースで行う場合にあつては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる

	書類及びリース契約書の写し) (3)貸与料金の算定根拠明細書(別記第2号の2様式)(補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ) (4)申請者を含む世帯全員の納税証明書の写し (5)法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し (6)その他町長が必要と認める書類
--	---

別表第7(第5条関係)

交付申請書の添付書類(補助対象設備ごとに必要となるもの)

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
太陽光発電システム	(1)補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し (2)補助対象設備の設置予定図面 (3)補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	
定置用リチウムイオン蓄電システム	
V2H 充放電設備	
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	

別表第8(第9条関係)

実績報告書の添付書類(共通して必要となるもの)

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	(1)補助対象設備の概要(別記第7号の1様式) (2)補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し(補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。) (3)補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (4)住民票の写し

	(5) その他町長が必要と認める書類
--	--------------------

別表第 9(第 9 条関係)

実績報告書の添付書類(補助対象設備ごとに必要となるもの)

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
太陽光発電システム	電気事業者との特定契約締結を証する書類
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (2) 補助対象設備を設置する住宅が別表第 4「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第 4「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類 (2) 自動車検査証記録事項の写し (3) 別表第 5において、住宅用太陽光発電設備及び V2H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H 充放電設備を設置していることを証する書類
V2H 充放電設備	(1) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (2) 補助対象設備を設置する住宅が別表第 4「V2H 充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類

別表第 10(第 16 条関係)

財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
太陽光発電システム	17 年
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	6 年
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車	4 年
プラグインハイブリッド	

自動車	
V2H 充放電設備	5 年

別記第 1 号様式(第 3 条第 2 項関係)

住所移転に関する誓約書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 5 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書

[別紙参照]

補助対象設備の概要

[別紙参照]

貸与料金の算定根拠明細書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 6 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 7 条第 1 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 7 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認(不承認)通知書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 8 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 9 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書

[別紙参照]

補助対象設備の概要

[別紙参照]

第 8 号様式(第 10 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 11 条関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書

[別紙参照]

第 10 号様式(第 12 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

第 11 号様式(第 13 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金返還請求通知書

[別紙参照]

第 12 号様式(第 16 条第 1 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金処分承認申請書

[別紙参照]

第 13 号様式(第 16 条第 2 項関係)

多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金設備処分承認（不承認）通知書

[別紙参照]